7 生徒指導・教育相談 (1) 生徒指導と教育相談の基本的な考え方及び児童生徒理解

生徒指導の基本的な考え方

生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指すものである。学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっている。児童生徒一人一人が自己存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりの実現は極めて重要である。

教育相談の基本的な 考え方

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられる。児童生徒それぞれの 発達に即して、よりよい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を 深めさせることにより、人格の成長への援助を図るものである。

生徒指導との相違として、教育相談は、個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとする点がある。児童生徒の問題行動に対する指導や、学校・学級の集団全体に対する指導を行う部分は生徒指導の領域であるが、指導を受けた児童生徒がそのことを自分の課題として受け止め、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動につなげることができるようにするには、教育相談の技法や知見が重要な役割を果たす。

学校における教育相談には、次のような利点が挙げられる。

- ① 日頃から児童生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができるため、早期発見・早期対応が可能である。
- ② 学級担任をはじめ、管理職、教育相談担当教員、養護教諭、生徒指導主事(生徒指導主任、生徒指導部長という名称で呼ぶことが多い。)、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー(スクールソーシャルワーカー)、心の居場所サポーター、校内教育相談コーディネーターなど様々な立場の教職員や専門家がいるため、多様な関わりをもつことができるなど、援助資源が豊富である。
- ③ 相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関等との連携が取りやすい。

児童生徒理解

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは、児童生徒理解の深化を 図ること及び教師と児童生徒との信頼関係を築いていくことである。児童生 徒それぞれの特徴や傾向をよく理解し、個々の児童生徒の特性や発達の段階 に応じた指導を行う必要がある。反対に、児童生徒の特性や発達の段階を十 分に考慮することなく、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒 のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低 下を招き、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないことに留 意しなければならない。児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、 社会的資質や行動力を高めることを目指して行われるべきものであることに 常に立ち返り、児童生徒の共感的理解に努めつつ、指導方法や指導体制を継 続的に工夫及び改善することが重要である。

また、生徒指導の実際の場面としては、集団的な場面が少なくないため、 集団の構造や特性を理解することも大切である。集団にはそれを構成する個 人の理解だけでは捉えきれない集団特有の問題を有している。

児童生徒理解に基づいた生徒指導を行うためには、様々な情報を収集する 必要がある。個人情報の保護に関する法律の施行により、学校では児童生徒 についての資料の収集や取扱いに細心の注意を払わなくてはならないが、計 画的、多面的、継続的に資料を収集、共有していくことが重要である。児童 生徒の日頃の様子を観察することに加えて、生活に関するアンケートや児童 生徒が書いた作文、ノート、プリント、絵などに関心を寄せることも大切で ある。

- ○24時間子供SOSダイヤル(全国統一24時間対応) ・・・・0120-0-78310

○京都府総合教育センター

電話教育相談『ふれあい・すこやかテレフォン』(毎日24時間対応)

···075-612-3268または3301、0773-43-0390

メール教育相談 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm

- 〇ネットいじめ通報サイトhttp://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118
- ○少年サポートセンターヤングテレホン(毎日24時間対応)・・・ 075-551-7500
- ○京都いのちの電話(毎日24時間対応)

••• 075-864-4343

○子どもの人権110番(平日8:30~17:15)

- ••• 0120-007-110
- ○チャイルドライン京都(18歳までの子ども専用電話・月~±16:00~21:00)

••• 0120-99-7777

○「ユース・アシスト」立ち直り支援チーム

 $\cdots 075-531-6507$

《参考資料》

- □「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法 平成28年5月改正)
- □「生徒指導提要」(文部科学省 平成22年3月)
- □「生徒指導リーフ1~22、増刊号1~2」(国立教育政策研究所 平成24年2月~平成30年7月)
- □「初任者教員向け生徒指導資料」(国立教育政策研究所 平成24年3月)
- □「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省 平成29年2月)

「学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり (報告)」

(教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月)

□「親の学び、一人で悩まないで(就学前版・小学校低学年版、中学年版、高学年版)」

(京都府教育委員会 平成26年6月~平成30年3月)

□「体罰防止の手引き~体罰の根絶に向けて~」(京都府教育委員会 平成25年4月)

7 生徒指導・教育相談 (2) 生徒指導の三つの機能を生かした教育活動

生徒指導の機能を生かした教育活動

生徒指導は、全ての教育活動を通じて発揮される教育機能である。生徒指導は、この基本的な認識の上に立ち、教育課程に位置付けられた各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて、有効に機能するように展開されなければならない。

生徒指導においては、児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、特に次の 3点(生徒指導の三つの機能)に留意し、個々の自己実現を図っていく望ま しい集団を育成することが大切である。

- ① 児童生徒に自己存在感を与えること 一人一人がかけがえのない存在であるという基盤に立ち、学校生活の場で、他の児童生徒との関わりの中で自己存在感を実感させる。
- ② 共感的な人間関係を育成すること 人間として互いを尊重し合う態度で、ありのままの自分を語り、共感的 に理解し合う人間関係が育まれるようにする。
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること 児童生徒に、今、何をすべきか、またどうした方が望ましいかなど自分 の行動を選択・決定、実行し、そのことに責任をもつなどの経験をさせる ことが重要であり、これらの経験の場をできるだけ多く提供する。

教科指導

一日の学校生活の中で、児童生徒と教員、あるいは児童生徒同士が関わり 合う時間の大部分は教科学習の場である。したがって、授業における学習活動は、児童生徒一人一人の人間形成に極めて重大な意義をもつものである。

また、教科指導と生徒指導は相互に深く関わり合っており、教科において 生徒指導を充実させることは、生徒指導上の課題を解決することにとどまらず、児童生徒一人一人の学力向上にもつながる。

道徳教育

道徳教育が、児童生徒の道徳性の育成を直接のねらいとするものであるのに対し、生徒指導は、児童生徒一人一人の具体的な日常生活について指導及び援助するものであり、道徳的実践の指導において重要な役割を担っている。道徳教育で培われた道徳性を、生きる力として日常の生活場面に具現できるように援助することが生徒指導の働きである。

特別活動

特別活動はその目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と密接な関係にあり、特に集団指導の場では、生徒指導の三つの機能を十分に生かすことが重要である。学級(ホームルーム)や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっている。児童生徒一人一

人に学級(ホームルーム)や学校の中で存在感をもたせ、共感的な人間関係を育むとともに自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていく望ましい集団をつくっていくことは極めて重要である。

その他の教育活動 始業前や休み時間、放課後等のさりげない会話や部活動等は、教職員と児 竜生徒及び児童生徒相互の触れ合いを深める重要な場である。

そこでは、学校や児童生徒の実態に応じて多様な教育活動の展開が期待でき、自発性なども発揮されやすい。そのため、全人的な人間形成の実現にとって貴重な場が提供され、生徒指導の機能が十分に発揮されなければならない。

また、問題行動の早期発見や的確な対応などの観点からも重要な意味をもつ。

<体罰の禁止について>

体罰については、学教法(第11条)で厳に禁止されている。京都府教育委員会は、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」(平成25年2月4日付け)で次のように通知している。

「体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。個々の教職員が改めて 認識を深めるとともに、日常の指導において体罰を引き起こす土壌や、体罰を容認する体質がないか学校組織で点検するとともに、(中略)体罰根絶に向けた取組を一層徹底してください。」

これを踏まえ、教職員は、体罰が許されない行為であることを強く自覚し、日々の指導に当たらなければならない。特に部活動指導においては、過度な勝利至上主義や閉鎖的な雰囲気を一掃し、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをしない、させないという共通認識を徹底する必要がある。

体罰防止のために(セルフチェック)

○教育観・指導観等について

意識・態様	意識・態様の程度
○児童生徒に教職員の威厳を示すことが大切である。	強」弱
○教職員の権威が崩れるとその後の指導が困難になる。	
○毅然とした指導をする際には体罰もやむを得ない。	
○集団の規律を守るためには体罰もやむを得ない。	
○生徒指導が困難な状況では体罰もやむを得ない。	
○児童生徒の危険な行為を制止するには体罰もやむを得ない。	
○強いチームや強い選手を育てるためには体罰もやむを得ない。	
○スポーツの指導で気合いを入れるため叩くことは許される。	
○保護者の了解が得られれば体罰もある程度は許される。	

*「意識・態様の程度」が全体的に「強」に振れる人は、教職員の権威、毅然とした対応や 厳しい指導をかなり大切にしているようです。

「体罰の防止の手引き~体罰の根絶に向けて~」(京都府教育委員会 平成25年4月)から

○府内公立学校(京都市立を除く)、幼稚園等に通う子ども・保護者向けの体罰についての専用 相談電話:京都府教育委員会(毎週水曜日午前11時30分~午後6時30分)・・・075-612-5013

7 生徒指導・教育相談 (3) 学校体制の確立と関係機関等との連携①

生徒指導の体制づくり

組織的な生徒指導を展開するためには、校内における生徒指導の目標と方針・基準を定め、教育計画全体の中に適切に位置付けるとともに、それらが明確化・具体化された一貫性のある指導を行うことのできる校内体制づくりが必要である。

校内生徒指導体制を確立させ、十分に機能させるためには、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事(生徒指導主任、生徒指導部長)を中心とした 各教職員の校務分掌、さらには学校全体の協力体制の中での共通理解の下で 一貫した指導が基本になる。

また、全ての教職員が共通理解した目標に向けて、児童生徒理解に基づく 毅然とした粘り強い指導を行うためには、教職員一人一人が生徒指導に対す る意識を高めることが重要であり、併せて教職員間での信頼関係や温かい人 間関係を常に心掛けておくことも大切である。

より有効に機能する生徒指導体制を構築するに当たっては、家庭の協力を得ることや地域社会との連携、校種間での連携、関係機関との連携を図ることは不可欠である。そのためには学校の教育活動に対する信頼を高めるとともに、関係機関等について十分に理解しておく必要がある。

生徒指導の進め方

生徒指導を進めるに当たっては、生徒指導の意義や考え方、児童生徒理解の視点を踏まえ、それぞれの学校の体制、児童生徒や家庭・地域の状況に応じて具体的な指導を進めていく必要がある。

次に挙げる児童生徒全体への指導と個別の課題を抱える児童生徒への指導は別々に行われるものではなく、児童生徒理解に基づいて、それぞれの指導を進めながら、相互に関係させることで効果が発揮される。

【児童生徒全体への指導における留意点】

児童生徒全体への具体的な指導を進めるに当たって第一に考えなければならないのは、学校全体での指導体制を十分に機能させることである。

校内の組織体制の下、教職員が一人一人の役割をしっかりと果たし、児童生徒全体への指導を通じて健全な成長を促すことで、豊かな人間性を育むとともに、様々な問題の未然防止を図っていくことが重要である。その上で、組織的対応の原則や教職員の責務に基づいて、教職員は実際の指導を行っていくこととなる。中でも児童生徒への指導の大きな部分を担う学級(ホームルーム)担任の役割は大きい。全ての教職員一人一人が自らの責務を自覚し、必要な資質を高めるよう研鑽を積み、生徒指導において積極的に役割を果たしていくことは言うまでもない。

児童生徒全体への具体的な指導内容として、児童生徒が落ち着いて学校生

活を送ることができるよう安全・安心な学校づくりの観点や問題行動等の未然防止の観点から、基本的な生活習慣の確立や校内規律に関する指導、児童生徒自らが危険を予測し、それを回避して安全な行動がとれるような力の育成を学校全体で取り組んでいくことが必要である。

このように、児童生徒全体への指導を行うことは、児童生徒の成長を促し、 自己指導能力を高めることにつながり、個別の課題を未然に防止したり、深 刻な状況になることを回避したりする効果が期待される。

【個別の課題を抱える児童生徒への指導における留意点】

児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によって様々であり、児童生徒集団の全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できない場合も多いため、児童生徒の性格や能力等、さらに生活環境、発達の程度、学校での状況など、一人一人の児童生徒に応じた効果的な生徒指導が必要となる。すなわち、児童生徒全体への指導の前提として、「個」としての児童生徒の問題をなおざりにしないという姿勢をもつべきである。

教職員は、全ての児童生徒には問題行動の要因が潜在している可能性があるということを常に念頭に置き、児童生徒の発するサインを見逃さないよう、日頃から、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりを進めるなどの方法により、児童生徒理解を着実に進め、問題行動の早期発見に努める必要がある。その上で、問題行動の迅速な事実確認を行い、その原因を分析し、一人一人の児童生徒に応じた指導方針を立て、一人で抱え込まず、必ず組織で対応することが重要である。

また、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題ごとの 特質を踏まえて指導することが必要である。

学校種間の連携

児童生徒の抱える問題に適切に対応していくためには、就学前から小学校、 小学校から中学校、中学校から高等学校への系統的、継続的な生徒指導体制 の構築が大切である。

教職員一人一人が就学前段階から、高等学校段階までのつながりの中での各学校種の役割を認識して計画的に指導を行うとともに、学校種を超えた連携を深め、各学校において適切な関わりができるよう情報を共有することが重要である。

《参考資料》

"		
	「生徒指導の役割連携の推進に向けて-『生徒指導主担当者』に求められる具体的な行動(小学校編)-」	
	(国立教育政策研究所 平成23年3月)	
	「生徒指導の役割連携の推進に向けて-生徒指導主事に求められる具体的な行動(高等学校編)-」	
	(国立教育政策研究所 平成23年3月)	
	「生徒指導の役割連携の推進に向けて-生徒指導主事に求められる具体的な行動(中学校編)-」	
	(国立教育政策研究所 平成22年3月)	

7 生徒指導・教育相談 (3) 学校体制の確立と関係機関等との連携②

教育相談の体制づく

教育相談の機能が発揮されている状態の一つとして、教職員が児童生徒に 寄り添い、向き合い、その個性を生かす関係が保たれていることが挙げられ る。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応するこ とができる校内体制を構築し、かつ、整備していくことが必要であり、何よ りも、教育相談に対する教職員一人一人の意識を高めていくことが重要であ る。

教育相談体制を構築、整備するに当たっては、家庭や地域の協力、各方面の専門家や関係機関との連携が不可欠である。また、これからの教育相談は、相談室での個別面接だけでなく、特別支援教育などと連動して児童生徒の個別ニーズに即応できるよう、相談形態や相談方法の選択肢を複数用意して、多様な視点で、きめ細かく支援できる体制を総合的に構築していくことが求められている。

教育相談が十分な成果を上げるためには、教育相談に関する諸計画が教育 計画全体の中に位置付けられ、目標の設定、計画の立案、実施及び評価とい うサイクルで展開されなければならない。

教育相談で必要とされる教職員の資質として、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられた見立て(アセスメント)やコーピングなどに関する知識と技術の両面が大切であり、教職員研修等でこれらをバランスよく身に付ける必要がある。

教育相談の進め方

教育相談は全ての児童生徒を対象に、学校生活への適応と人格の成長を目指して、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、適時、行うものであるが、定期面談や呼出し面談等は教育相談の大事な場面である。また、授業やその他休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面が、児童生徒の様々な情報をつかみ、児童生徒理解を深める大切な機会となる。

問題を解決する教育相談の進め方

児童生徒の問題には、発見しにくい問題、なぜそのような問題が生じるのか理解しにくい問題、原因や背景もある程度は推測できるが解決が困難な問題など多様である。このような生徒指導上の問題解決に向けた教育相談では、児童期から青年期に至る各発達の段階で生じ得る様々な問題(例えば不登校、非行)についての知識をもつことや知的能力や言語能力、心理的特質や発達的課題についてよく理解しておくことが大切である。

また、児童生徒の問題を少しでも早く発見し、問題が複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教職員の観察力が必要である。「何事も生じていないとき」に児童生徒をよく観察し関わりをもっておくことで、何か問題が生じたときに、状況の判断と働き掛けが適切にできるようになる。

問題を未然に防ぐ 児童生徒と「何事も生じていないとき」に信頼関係を築いておくことが基 **教育相談の進め方** 本であり、日頃から児童生徒一人一人に積極的に関心をもち、児童生徒理解 を図るよう心掛けるとともに、児童生徒の「よいところを見るようにする」 という姿勢で関わることが大切である。

> また、保護者との関係においても、教職員が我が子を常に見守り、我が子 の「よい面」を積極的に見ていると知ることは、保護者にとって大きな安心 であり、子育ての意欲と喜びをもたらすものになる。「何事も生じていない とき」に直接、間接に信頼関係を積み重ねることが児童生徒の問題行動の早 期発見・早期対応を可能にする。

関係機関等との連携

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関 係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることであり、 学校が「できること」と「できないこと」を見極め、学校ができない点を外 部の専門機関等に援助をしてもらうことである。

具体的には、教育の専門家である教員が医療や心理・福祉の専門家らと協 力し、児童生徒の問題の解決に向けて、それぞれの強みを出し合いながら、 児童生徒に対し支援を行うことである。

生徒指導や教育相談には、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイ ザー (スクールソーシャルワーカー)、心の居場所サポーター、校内教育相 談コーディネーター等と協力しながら組織的に取り組むとともに、相談機関、 医療機関、児童相談所等の福祉機関と連携を図ることが大切である。また、 必要に応じて、警察等の刑事司法関係の機関との連携も考えられる。いずれ の場合においても、チームの一員であることを自覚し、一人一人の児童生徒 と向き合うことが必要である。

保護者や地域等との 連携

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び 関係機関との連携・協力を密にしていくことが重要である。日頃から、家庭 訪問や電話連絡、学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報、 保護者会などにより保護者との相互の交流を深め、信頼関係を築くことが大 切である。また、地域住民に学校だよりなどを配布し、学校としての指導方 針や教育活動の現況を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談会など を通して交流と連携を深めたりするなどの取組が必要である。

《参考資料》

- □「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月)
- □「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省 平成29年3月)
- □「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省 平成29年2月)

「学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり (報告)」

(教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月)

□「学校不適応の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ

(京都府総合教育センター 平成28年5月~平成30年5月)

□「ハンドブック『先生、わかってな』」(京都府総合教育センター 平成22年5月)

生徒指導 教育相談 (4) 児童生徒への指導 ア〈いじめ〉

いじめ

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校を はじめ、場合によっては自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題で ある。豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない 重要な問題であり、いじめを許さない指導を充実させるなど緊急かつ総合 的な取組を進めるとともに、学校での相談体制の一層の充実を図らなけれ ばならない。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起 こり得るものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであ ることを十分に認識しておく必要がある。また、日頃から児童生徒が発す る心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見・早期対応に努める ことが重要である。なお、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやコ ンピュータの介在により、一層見えにくいものになっている。「ネット上の いじめ」等の問題については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応 を図るとともに、情報モラルに関する指導を進める必要がある。

いじめの定義・構造

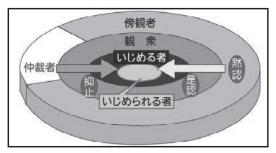
平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。いじめ防止対 策推進法では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行 う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われ るものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を 感じているものをいう。」と定義されている。

最近のいじめの特徴としては、①感覚的、②ゲーム化、③陰湿化、④見 えにくい、⑤集団化、⑥一般化、⑦流動化、⑧孤立への不安、⑨ネット化 などが挙げられる。

また、いじめの構造は「いじめる者」、「いじめられる者」、それをはや

したてたり、面白がったりする 「観衆」、周辺で見て見ぬふりを したり脅えたりしている「傍観 者」という存在による四層構造 になっている場合が多い。しか し、こうした四層構造は決して 固定されたものではなく、「いじ める者」、「いじめられる者」、

「観衆」、「傍観者」の立場 は、流動化する場合もある。



「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」から

方針

学校いじめ防止基本 各学校は、国や地方公共団体のいじめ防止基本方針を参考にして、自校 の現状を十分に踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならな い。教職員はその方針に従って、組織的にいじめの防止と早期発見及びい じめの対処等に努めなければならない。

いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学 校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重 大事態といい、当該教育委員会を通じて府立学校は知事、その他の公立学 校は地方公共団体の長へ速やかに報告し、学校や学校の設置者は事実関係 の調査、対処、再発防止のための措置等を講じなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

いじめの予防と対応

教職員は、自校の学校いじめ防止基本方針等を十分に理解し、いじめの特徴に留意しつつ、学校教育全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒一人一人に徹底させるとともに、いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもちろん、特別活動等を通して児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進める必要がある。また、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、いじめの防止等に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

いじめの発見や通報を受けた場合には、速やかに学校に常設のいじめの 防止等の対策のための組織に報告するとともに、①組織的な対応・連携、 ②いじめられている子ども(被害者)への支援、③いじめている子ども(加 害者)への指導、④周りの子どもたち(観衆・傍観者)への指導、⑤ネッ ト上のいじめへの対応、⑥保護者への対応などを適切に行わなければなら ない。

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。*止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人及び保護者に対し面談等で確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《参考資料》

- □「いじめ防止対策推進法」(平成28年5月改正)
- □「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 平成29年3月)
- □「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月改定)
- □「生徒指導支援資料1~6」(国立教育政策研究所 平成21年6月~平成28年6月)
- □「京都府いじめ防止基本方針」(京都府 平成30年4月改定)
- □「いじめの防止等のために」リーフレット(京都府教育委員会 平成28年6月)
- □「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」(京都府教育委員会 平成27年3月)

7 生徒指導・教育相談 (4) 児童生徒への指導 イ〈非行〉

非行の定義

少年法第3条では、「少年非行」として次の三つの類型を挙げている。

- ① 14歳以上で20歳未満の犯罪を行った少年(犯罪少年)
- ② 14歳未満で犯罪少年と同じ行為、つまり刑罰法令に触れる行為を行ったが、年齢が低いため罪を犯したことにはならないとされている少年(触法 少年)
- ③ 20歳未満で犯罪や触法まではいかないが、具体的な問題行為があって今後犯罪少年や触法少年になる可能性の高い少年(ぐ犯少年)

いじめや教職員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要がある。

非行についての対応

学校現場での非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導が中心となるが、非行の内容によってはそれにとどまらない様々な配慮が必要である。

① 正確な事実の特定

指導のことばかり気にするあまり、事実確認が不十分なまま教員の思い 込みで指導がなされる場合がある。事実を正確に特定することが初期段階 では特に大切である。

② 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

指導を行う際には、本人や関係者の言い分をきちんと聞き取り、正確に 時系列を追って記録していくことも必要である。最近の事例では、情報公 開請求など、様々な形で指導の根拠や妥当性が問われることもある。特に 非行や指導の内容に関して後日紛糾する可能性があるという視点が求めら れ、生徒指導に関する適正な情報管理とともに的確な指導につなげること が大切である。

③ 非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、もう一度 その背景を考えることが必要である。特に児童虐待を受けた場合や、発達 面での課題がある児童生徒の指導の困難さは、専門機関からも指摘されて いる。 また、非行行動が継続する場合には、関係機関との連携を視野に入れた 対応を検討する必要がある。

④ 被害者を念頭においた指導

被害者がいる場合には、そのことを念頭においた対応を行うことが必要である。時に加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落としてしまうことがあり得る。非行の指導においては、被害者の気持ちを理解したり、その被害を回復したりすることが、加害者への指導としても有効である場合が少なくない。

非行防止について

非行防止を考える上で、逆にどうして多くの児童生徒が非行に走らないのかについて考えてみることが役に立つ。その理由としては、部活動や勉強に打ち込んでいる、喜びや苦労を分かち合う仲間がいる、そして何よりも家庭や学校に居場所がある、などが考えられる。そこには、児童生徒と家庭や学校をしっかりとつなぎとめる関係が存在する。したがって、家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は何かと問われれば、児童生徒と家庭や学校との関係をどのようにして強く切れないものにするかということに尽きるといえる。

非行に走る児童生徒は、家庭や学校に居場所がなかったり、居心地の悪さを感じたりしている。そこで、本当は保護者や教員に甘えたいのに甘えられず、すねたり、反抗したりする行動を通して、関わりを求めるのである。

何よりも大切なのは、「我が子」、「我が児童生徒」という意識で、愛情をもって児童生徒としっかりつながっていくことである。根気強く接し、児童生徒の中に自分を心配してくれる保護者や教員のイメージが内在化すれば、自然に規範意識が芽生えてくることも考えられる。警察に補導された後や、家庭裁判所で処分や指導を受け、学校に戻ってきた後などのフォローアップの場においても、愛情をもって、しっかりと接することが大切である。

また、家庭や学校で児童生徒が打ち込める対象を一緒に探し出し提供することも重要である。そのためにも、児童生徒の知的好奇心を刺激する授業や一人一人の児童生徒が自己存在感を感じられる学級(ホームルーム)経営を目指すことは大切なことである。

《参考資料》

□「教職員の皆さんへ 児童生徒の規範意識を育むための非行防止教室」(京都府教育委員会 平成24年3月)

生徒指導 教育相談 (4) 児童生徒への指導 ウ〈不登校〉

不登校の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関す る調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会 的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状 況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による 者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることと して捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因や背景により、結果 として不登校状態になっているということであり、その行為を、「問題行動」 と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を 払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の 姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校の基本的な考 不登校への考え方や対応の仕方について以下に示す。

え方

① 最終目標の「社会的自立」に向けた支援 不登校の問題は「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路

の問題」として捉えることが大切である。すなわち、児童生徒一人一人が 「社会的自立」に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方 の支援を行うことであると考える。

- ② 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク 公的機関だけでなく、民間施設(フリースクール)やNPO等とも積極 的に連携し、対応に当たるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた指導 を継続的に行うために、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別 支援学校等と必要な連携ネットワークを築く。
- ③ 全ての児童生徒にとって居場所となる学校を目指すこと 「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「全ての児童生徒に とっても居心地のいい学校」になるという視点から、全ての児童生徒が楽 しく通えるような学校を目指して、取組を展開することが大切である。
- ④ 関係を構築しつつ、適切な働きかけや関わることの大切さ 不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような援助を必要とし ているのか、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門 家による見立てを行った上で、適切な働きかけや関わりをもつ。「この児 童生徒はどんなタイプの不登校か」、「どのようなニーズを抱えているの か」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」を 的確に判断し、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出 せるための援助を行うようにする。
- ⑤ 保護者を支え、家庭の教育力を充実させること 保護者に対し担任の教員や養護教諭、スクールカウンセラーやまなび・ 生活アドバイザーが相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したり、 適時適切な対応を行い、保護者を支援し、家庭の教育力を充実させる。

校内生徒指導体制の 在り方

直接影響を与え得る教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、支援に当たる体制の充実を図ることが肝要である。児童生徒への効果的な支援ができるよう、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家による見立てを通じて、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定し、当該児童生徒に関する状況を共有し、具体の支援の在り方を検討する。不登校児童生徒については、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切である。また、学級内の他の児童生徒への適切な指導も重要である。

不登校児童生徒への 配慮

不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。例えば、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。併せて、不登校児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会などの情報提供及び指導要録上の出席扱い等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている場合には、状況を見極め、当該 児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、 ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実させることが望ま しい。

さらに、不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

《参考資料》 □「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月) □「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」(文部科学省 令和元年10月) □「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」(不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)) (文部科学省 令和元年10月) □「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省 平成29年3月) □「不登校に関する実態調査」~平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書~(文部科学省 平成26年7月) □「第Ⅲ期「魅力ある学校づくり調査研究事業」(平成26年度~27年度)報告書」(国立教育政策研究所 平成29年1月) □「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実~個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり~(報告)」 (フリースクール等に関する検討会議 平成29年2月) □「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ~一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進~」 (不登校に関する調査研究協力者会議 平成28年7月) □「児童生徒理解・教育支援シート(試案)」(不登校に関する調査研究協力者会議 平成28年7月) □「不登校児童生徒支援のためのハンドブック」(京都府教育委員会 令和2年3月) □「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」(京都府教育委員会 平成30年12月) □「別室登校」 I • II (京都府教育委員会 平成23年3月~平成24年3月) □「学校不適応の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ (京都府総合教育センター 平成28年5月~平成30年5月) □「別室登校」教育相談リーフレット I ~ V (京都府総合教育センター 平成23年5月~平成27年3月)

7 生徒指導・教育相談 (4) 児童生徒への指導 エ〈児童虐待への対応〉

児童虐待

近年、家庭支援センター(児童相談所)への児童虐待対応件数が年々増加している。また、子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件も後を絶たず、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということや児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないということが「児童虐待の防止等に関する法律」の第5条及び第6条に定められており、子どもたちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め予防等に努めるとともに、適切な対応が求められている。

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者(児童を現に監護するもの)がその監護する児童(18歳未満の者)に対して次に掲げる4種類の行為をすることである(「児童虐待の防止等に関する法律」第2条より)。

① 身体的虐待

子どもの身体に痛みと苦痛が生じ、又は外傷の生じるおそれのある暴行を加えたり子どもの命を危うくするような怪我をさせたりすること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

② 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は、わいせつな行為をさせたり 見せたりすること。子どもをポルノグラフィーの被写体にすることなども 含まれる。

③ ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、若しくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これには、保護者以外の同居人による①、②、④の虐待行為を放置することも含まれる。

④ 心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な態度等子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、子どもの目前での配偶者間暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス(DV)やその他の家族に対する暴力や暴言もこれに当たる。

(配偶者:婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

児童虐待の影響

児童虐待を受けた子どもは、虐待を受けたことによって心身の発達や行動面に影響を受けると言われ、それは人格形成にも影響を及ぼし、人生全体に大きな問題を残しやすいとともに、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。また、その影響は虐待の程度や直面する年齢等によって異なる。児童虐待の影響には個人差があるので、今あるその子どもの状況をていねいに捉え、子どもが受けてきた虐待の実情を把握してい

くことが重要である。子どもたちの示す情緒や行動上の問題や症状は個々に 異なるだけでなく、基本的な生活習慣、日常のスキル、対人関係の問題等、 様々な領域にわたっている。さらには、児童虐待と心との結び付きは目に見 えにくく複雑であるため、ていねいに理解していくことが子どもたちの援助 には必要となる。

児童虐待への具体的 対応

児童虐待の早期発見のポイントや対応等について校内研修を実施し、組織的な対応の周知徹底を図る。 ②児童をはる見慣がよります。 資料(項)(取) P185~187

- ○児童虐待の早期発見のポイント
 - ・顔や腕、足などに傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがあ る。
 - ・体重の減少や身長の伸びが悪いなど、発育不良が見られる。
 - ・体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしたりしている。
 - ・表情が乏しく、受け答えが少ない。
 - ・保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
 - ・保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
 - ・落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
 - ・理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
 - ・金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
- *子どもの変化に「気づく」力を磨くことが重要である。
- *児童虐待と発達障害は行動面での類似点が多く峻別が難しいため、適切に 見立てて支援をしていく必要がある。
- ○児童虐待を疑ったときの対応~相談機関との連携・通告~
 - ・必ず管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
 - ・家庭訪問等で再確認することは避け、既存の情報による組織的で速やかな対応を行う。
 - ・関係機関と連携しながら対応し、子どもの心身の状態について経過を観察しつつ、学校として支援可能な事柄に全力を注ぎ、中・長期的フォローアップ体制を整える。
 - ・保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示 の求めがあった場合は、情報元を伝えない。

○児童相談所全国共通ダイヤル

・・・・・・189 (いちはやく)

《参考資料》

- □「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法 平成30年6月改正)
- □「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省 令和元年5月)
- □「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(文部科学省 平成19年10月)
- □「児童虐待を防止するために 見守りは、「子どものサイン」に気付くこと」(京都府教育委員会 平成27年3月)
- □「子どもたちを児童虐待から守るために」Ι~Ⅲ(京都府教育委員会 平成25年3月~平成27年3月)
- □「子どもたちを児童虐待から守るために」教育相談リーフレット(京都府総合教育センター 平成27年3月)

生徒指導 教育相談 (4) 児童生徒への指導

オ〈携帯電話、スマートフォン等のインターネット利用に関わる課題〉

情報モラル教育

携帯電話、スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒のインターネット利 用が急速に増え、その情報活用能力の育成が急務である。過度の利用により 児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、日常の些細なことがネット上のいじ めに発展するといった深刻なトラブルが発生している。そのため、生徒指導 の面から、過度の利用や学校等への不必要な持込みを注意するとともに、利 用時の危険回避等、情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可 欠である。指導の際には、児童生徒自身が、被害者にも加害者にもならない という視点が大切である。また、教職員はインターネットの特性やそのトラ ブルに関する正しい知識をもち、実態把握に努めることや、「情報モラル」 について小学校低学年段階から計画的に指導し、併せて規範意識を高めるこ とがより未然防止につながることを意識して指導に当たる必要がある。

教職員として

適切な指導の大前提として、インターネット社会の現状や関連法令を十分 に把握し、情報セキュリティの確保等、教育公務員としてコンプライアンス 意識向上に努めなければならない。インターネット社会は変化し続けており、 児童生徒の被害や加害は、次第に多様化、深刻化している。しかし一方で、 指導すべき教職員が情報モラル教育の実践経験が少なく、学校教育の中で情 報モラル教育がなかなか進みにくい現状にある。モラル面での課題を置き去 りにしてはならない。

情報モラル教育等の具体的な取組については、「教育の情報化に関する手 引き」(文部科学省)にまとめられている。また、教職員や保護者が情報モ ラルを学ぶ場として、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携して実 施している「e - ネットキャラバン」や、公益財団法人警察協会ビデオライ ブラリーのサイバー犯罪対策ビデオ等がある。

違法・有害情報対策 出会い系サイト規制法により、事業者や利用者に対する規制を行っている ことから、近年では出会い系サイトでの被害は少なくなっている。一方で、 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した性被害が増 加し、問題となっている。また、アダルトサイト、違法薬物販売サイト等の 違法・有害情報全般から児童生徒を遠ざけるための法律が「青少年が安全に 安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」である。 この法律は、電気通信事業者等、接続プロバイダ、コンピュータメーカーに 対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課している。また、SN S等への書き込みやメールによって、児童生徒が自他の個人情報を公開する ことの危険性にも注意を促す必要がある。

ブル

メールに関するトラ メールに関するトラブルとして、アダルトサイトや出会い系サイトの勧誘、 架空請求メール、振り込め詐欺やワンクリック詐欺メール、なりすましメー ルなどがある。これらの迷惑メールで困っている児童生徒や保護者には、携 帯電話、スマートフォン等の通話着信制限機能や夜間利用制限等の利用を勧 めるのが適切である。コンピュータウィルスを媒介するメールも猛威を振る っており、サイバー攻撃などの踏み台にされたり、自分が気付かない間に、 犯罪に巻き込まれたりすることがある。コンピュータには必ずウィルス対策 ソフトをインストールし、常に最新の内容に保つよう指導する必要がある。 しかし、その機能も完全ではないので、不審なメールを開かない、不審なメ ールに返信しない等の指導をする必要がある。

被害発生時の対処

危険回避に十分注意を払っても、児童生徒がトラブルに巻き込まれる恐れ は残っている。サイバー犯罪については、警察のサイバー犯罪相談窓口に相 談することができる。殺人・爆破予告等の緊急対応が必要な情報は110番通 報すべきである。また、インターネット等での誹謗中傷被害のケースでは、 まずは加害者にメール等で削除を求める。それでも解決しなければ、プロバ イダ責任制限法によって、発信に用いられた接続プロバイダや掲示板運営者 に対し、削除の申し出や、発信者情報開示を請求できる。ファイル交換ソフ トでプライバシー情報を流されたような場合も、発信者情報開示を請求する ことができる。加害児童生徒が判明したときは、加害行為を繰り返さないた めに、安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気付 かせ、一度インターネットに上がったものは拡散することはあっても消えな いことを理解させることが必要である。

以上のようなトラブルに巻き込まれないためにも、保護者への啓発も実施 し、共通理解をして取組を進めなければならない。

○京都府警サイバー犯罪相談窓口(平日9:00~17:45)

…075-451-9111 (代表)

http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seiki_h/cyber/cyber06.html ○青少年のネットトラブル相談窓口『相談してねっと』(平日11:00~19:00)

...075-605-7830, seisho.net@pref.kyoto.lg.jp

《参考資料》

- □安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト(総務省 平成25年より随時更新)
- □リーフレット(通年版)「ネットには危険もいっぱい ~あなたは本当にだいじょうぶ?~」

(警察庁、文部科学省 2020年版)

- □「子どもとネットのイイ関係!~保護者にできる4つの備え~」(京都府教委育委員会 令和元年12月)
- □「家庭で話そう!~スマホ・ケータイ利用のルールとマナーについて~」(京都府教育委員会 平成31年3月)
- □「ネット・SNSトラブル防止リーフレット あなたの子どもは大丈夫?保護者の役割!」

(京都府教育委員会 平成30年12月)

□「情報モラル教育指導資料」(京都府総合教育センター 平成29年3月)